

第7期 横手市介護保険事業計画 高齢者福祉計画

【概要版】



平成30年3月




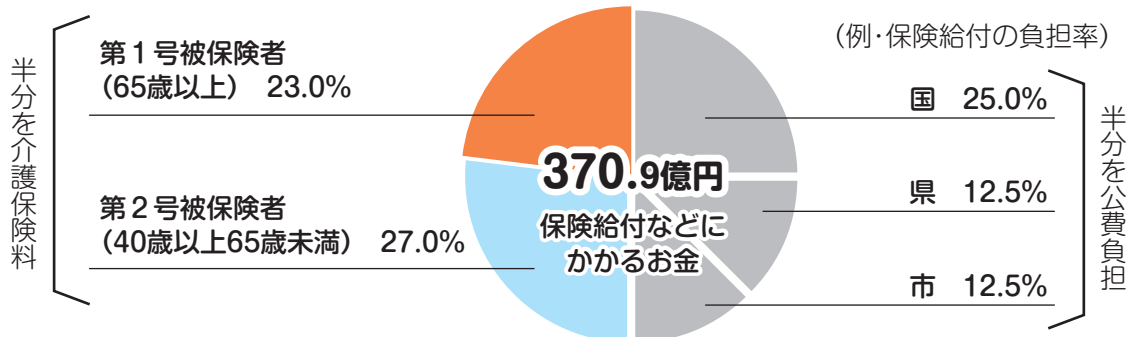
横手市

1

第7期計画から変わります

介護保険制度の改正に伴い、向こう3年間の見通しを推計しました。これまでの第6期計画と比べて、介護や支援が必要な認定者数は微増、総費用等は10%以内で増える見通しです。

	2017(平成29)年度までの3年間 第6期計画 (2015(平成27)～2017(平成29)年度)	2018(平成30)年度からの3年間 第7期計画 (2018(平成30)～2020(平成32)年度)
認定者数	65歳以上の人口は33,060人 6,815人(20.6%) ※2017(平成29)年10月1日(実績) 	65歳以上の人口は33,526人 6,956人(20.7%) 0.1%微増 ※2020(平成32)年10月1日(推計) <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 5px;">全体では約5人1人 しかし… 75歳以上だと3人に1人 80歳以上だと2人に1人 85歳以上だと5人に3人 90歳以上だと4人に3人</div>
総費用	約343.9億円 (内訳) 保険給付分 約330.4億円 地域支援事業分 約13.5億円	約370.9億円 7.3%増 (内訳) 保険給付分 約354.6億円 地域支援事業分 約16.3億円
保険料	※ 県平均6,078円 5,716円 (年額68,500円) ▶65歳以上の方の法定負担 「総費用」の22%	6,257円 (年額75,000円) 9.5%増 ▶65歳以上の方の法定負担 「総費用」の23% 但し、低所得者の保険料は軽減



その他の主な変更点

- 変更1 要介護状態の改善などに応じた保険者への財政的な支援
- 変更2 介護療養病床などに代わる介護医療院の創設
- 変更3 障害福祉サービスを一体的に行う共生型サービスの創設
- 変更4 2018(平成30)年8月から現役並み所得のある利用者の3割負担導入
- 変更5 40～64歳の保険料計算に総報酬割を段階的に導入

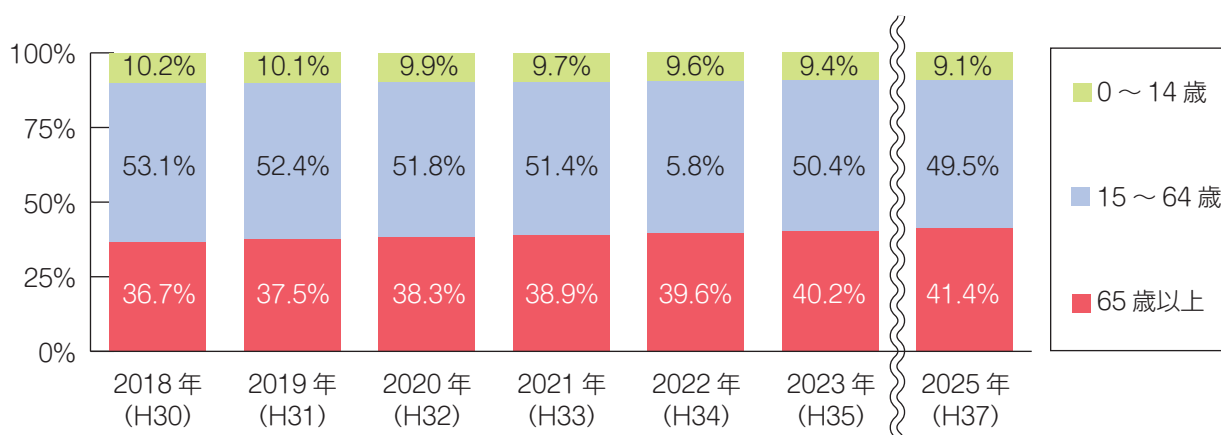
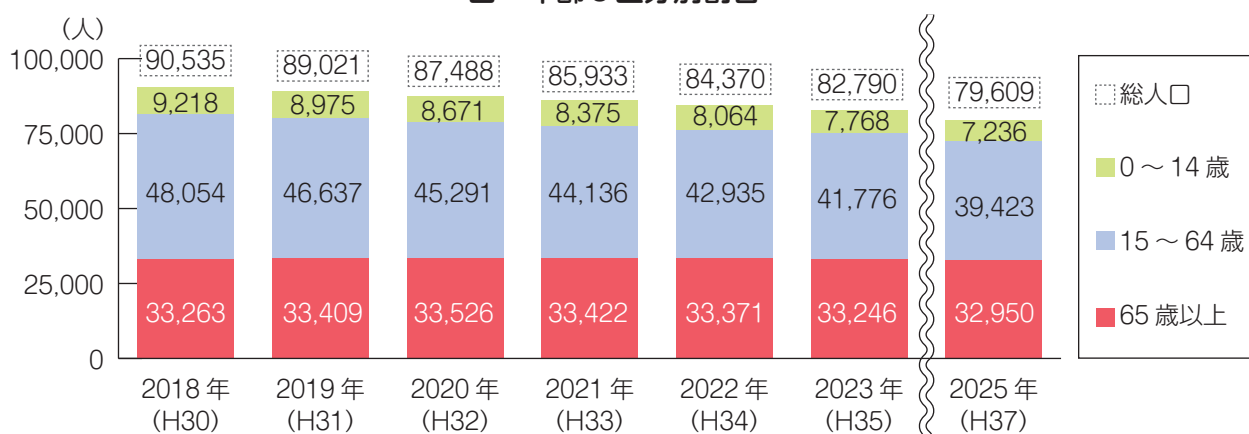
2 計画策定の趣旨

この計画は、団塊の世代が75歳を迎える7年後の2025（平成37）年には高齢者が安心できる医療・介護が生活に定着するよう、技術革新で得られるデータを最大限に活用することにより、2020（平成32）年には健康管理と診療、自立支援に軸足を置いた介護などの新しい健康・医療・介護システムを構築し、個人の状態にあったサービスを効果的に提供することで、健康寿命の延伸と高齢者の自立した生活の実現を目指すものです。

2017（平成29）年10月の横手市の高齢化率は35.9%であり、7年後には40%を超える見込みです。一部地域では、すでに高齢化率40%を超え、高齢者のみ世帯、一人暮らし高齢者等の支援のみならず、地域社会の維持・存続という観点からも、高齢者の自助を含めた地域共生社会の実現に向けた対策は、高齢者などへの必要な支援を地域の中で包括的に提供し地域での自立した生活を支援するという考え方にに基づき、障がい者の地域生活への移行や、困難を抱える地域の子どもや子育て家庭に対する支援等も行うものであり、複合化している高齢者介護の重要な課題の一つとなっています。

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される『地域包括ケアシステム』を深化・推進することを目指して、第7期横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定しました。

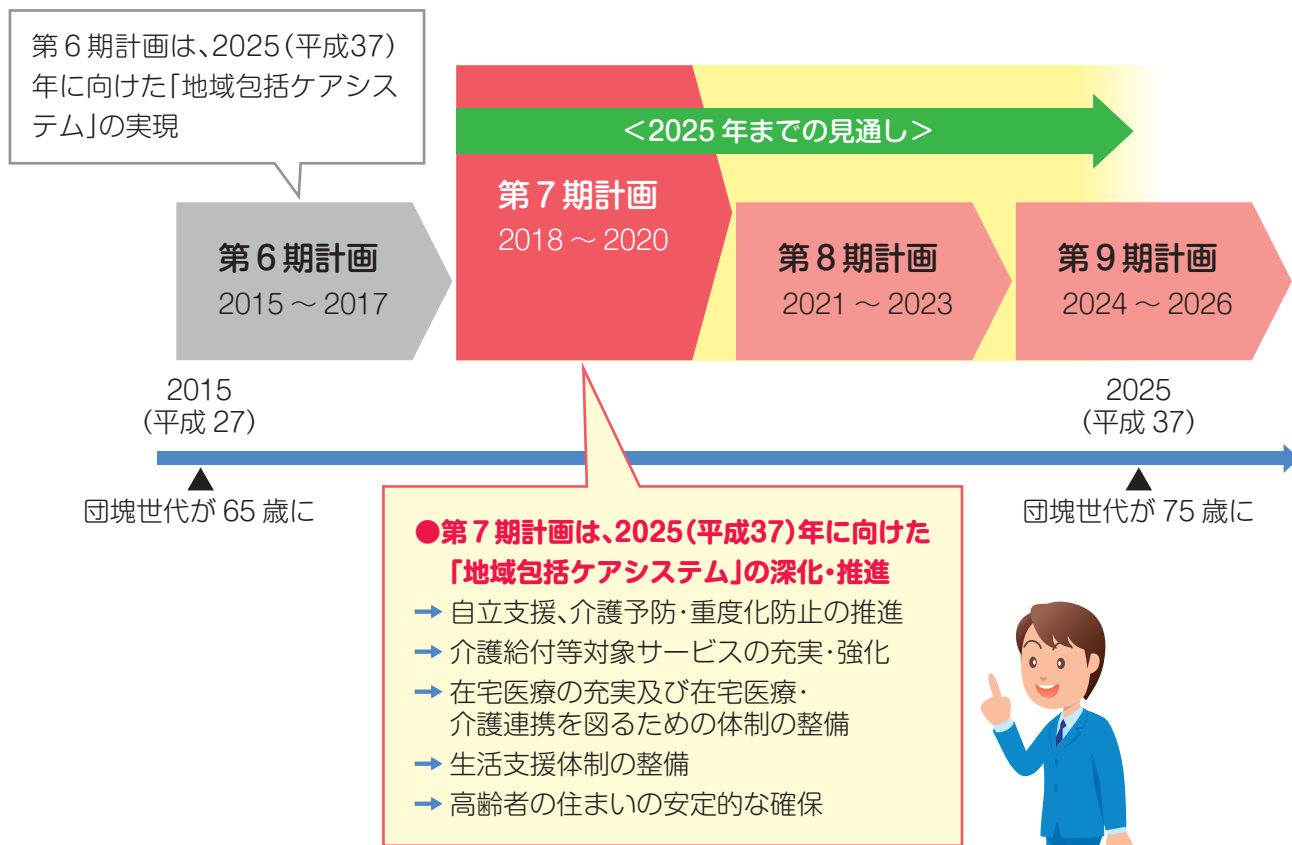
図 年齢3区分別割合



3 介護保険制度の改正ポイント

2015（平成 27）年度以降の計画は、団塊の世代が 75 歳を迎える 2025（平成 37）年に向け、第 5 期からスタートした地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療介護連携等の施策を具体的に示し取り組むものです。

図 2025(平成37)年を見据えた介護保険事業計画の策定
～ 第 7 期の計画は「地域包括ケアシステム」の深化・推進～



4 計画の期間

この計画の期間は、2018（平成 30）年度から 2020（平成 32）年度までの 3 年間としますが、2025（平成 37）年度の目指すべき姿を念頭におき、中長期的な視野に立った施策を盛り込んで策定しました。

H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021	H34 2022	H35 2023	H36 2024	H37 2025
第 5 期			第 6 期			第 7 期			第 8 期			第 9 期	
		見直し			見直し			見直し			見直し		
			2025(平成37)年度までの中長期的見直し										

5

計画の目指すべき将来像と施策体系

第7期計画は、高齢者誰もが住み慣れた地域で自立し安心して暮らしていけるよう、第5期計画から実施している「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指し、将来像・基本目標を継承し、7年後の2025（平成37）年を見据えた計画として取り組みます。

目指すべき将来像

**横手市に暮らす誰もが 未来への希望を抱き生きていくために
家族の絆・地域の絆を深め ともに支え合い、助け合う地域社会**

基本目標Ⅰ

高齢者への地域における
支援体制の強化



1 地域包括ケアシステムの深化・推進

- (1) 医療と介護の連携推進
- (2) 認知症施策の推進
- (3) 地域における生活支援体制の整備
- (4) 地域ケア会議の推進
- (5) 高齢者が暮らしやすい住宅環境の整備

2 いつまでも生活が続けられる地域の支援体制

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 地域見守り体制の構築
- (3) セーフティネットの確保
- (4) 日常生活圏域を単位とした生活支援
- (5) 生活支援サービスの提供
- (6) 在宅介護への支援

基本目標Ⅱ

高齢者の自立した
生活の維持

1 高齢者の生きがいづくりへの支援

- (1) 生きがいづくり・社会参加の促進
- (2) 高齢者の就労支援
- (3) 敬老意識の醸成

2 高齢者の健康づくり・疾病予防

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 疾病予防の推進
- (3) 一般介護予防事業の推進

基本目標Ⅲ

介護保険事業の
継続可能に向けた運営



1 効果的・効率的な介護保険事業の推進

- (1) 制度周知と利用啓発
- (2) 介護サービス利用・苦情等相談窓口体制の充実
- (3) 介護給付等に要する費用の適正化
- (4) 介護サービス事業者等の更なる資質向上
- (5) 介護人材の育成・確保
- (6) 低所得者への負担軽減
- (7) 市町村特別給付等への対応

2 計画的な介護保険サービスの提供

- (1) 居宅サービスの提供
- (2) 地域密着型サービスの提供
- (3) 施設サービスの提供
- (4) 施設整備計画

6

計画の重点施策

横手市が目指す将来像を実現するために、以下の2つの事項を重点施策として位置付け、これらが抱える課題の解決に向けて、事業を展開します。

重点施策Ⅰ 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域ケア会議の多職種連携による取り組みの推進や地域包括支援センターの機能強化など地域の実情に応じた様々な取り組みを行うことが重要です。

また、在宅での療養生活が円滑にできるよう、医療機関等との連携を強化し、在宅医療の充実を図ります。

さらに、地域において自立支援や重度化防止に向けた取り組みが積極的に実施されるよう、自治会・町内会、老人クラブ、各種ボランティア団体、リハ専門職、医師会等の関係機関との連携を強化し、高齢者がその有する能力に応じて自立した生活を送るための取り組みの推進に努めます。

「地域包括ケアシステムの深化・推進」のための重点事業

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 【地域ケア会議の開催】 | 【在宅医療・介護連携推進事業】 |
| 【認知症総合支援事業】 | 【生活支援体制整備事業】 |
| 【地域リハビリテーション活動支援事業】 | |

重点施策Ⅱ 雪国での暮らしを支える支援の充実

横手市では、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。そのため、生活支援サービスは必要不可欠となっています。特に、冬期間の除排雪支援のニーズは非常に高く、支援体制の強化が求められています。

除排雪を行うことが困難な高齢者が地域で不安なく生活することができるよう、自治会や町内会、共助組織、ボランティア、シルバー人材センター、事業者等への除排雪支援の促進を図り、除排雪活動費の助成や支援強化を図ることで地域全体で支える体制づくりに努めます。

日常的な外出手段がないため外出することが困難な高齢者への支援についても、日常生活圏域に設置された協議体と生活支援コーディネーターと連携し、支援サービスの整備・強化を図ります。

「日常生活支援サービスの充実」のための重点事業

- | | |
|------------------------|---------------------|
| 【一人暮らし高齢者等雪下ろし雪寄せ支援事業】 | 【生活支援サービス】 |
| 【訪問型サービス B（住民主体による支援）】 | 【訪問型サービス D（移動支援事業）】 |

7

第7期計画の所得段階別介護保険料



横手市介護保険料の試算レポート

～何の備えにいくらかの介護保険料が必要かをまとめた試算書です～

サービスの
利用料では
ありません

介護や支援が必要になったときの備えに **6,262 円** (月額)

- ・ヘルパーやデイサービスなどの在宅サービス 3,266 円
- ・介護付き有料老人ホームやグループホームなどの居住系サービス 562 円
- ・特別養護老人ホームなどの施設サービス 1,876 円
- ・高額介護サービス費など、その他の給付費 558 円

介護予防や高齢者支援・福祉サービスに **343 円**

これまでの積立金を活用した引き **△348 円**

月額合計 **6,257 円**



年間介護保険料
(基準額)

75,000 円

※6,257 円 × 12 カ月 (100 円未満切り捨て)

低所得者に対する負担軽減を反映した所得段階別保険料は次のようになります。第6期と比較し基準額が上がることにより、各段階の保険料も上がります。

段 階	対 象 者		負担割合	① 第6期	② 第7期	差 (②-①)	
第1段階	市民税非課税世帯	本人が市民税非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 課税年金収入等が80万円以下	0.50 →0.45に 軽減	30,800	33,700	2,900
第2段階			課税年金収入等が120万円以下	0.75	51,300	56,200	4,900
第3段階			課税年金収入等が120万円超	0.75			
第4段階	市民税非課税世帯	本人が市民税非課税	課税年金収入等が80万円以下	0.90	61,600	67,500	5,900
第5段階			課税年金収入等が80万円超	1.00 (基準)	68,500	75,000	6,500
第6段階	市民税課税世帯	本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満	1.20	82,200	90,000	7,800
第7段階			合計所得金額が120万円以上	1.30	89,000	97,500	8,500
第8段階			合計所得金額が200万円以上	1.50	102,700	112,500	9,800
第9段階			合計所得金額が300万円以上	1.70	116,400	127,500	11,100
第10段階			合計所得金額が400万円以上	1.90	130,100	142,500	12,400

8


ご相談・お問合せは下記へ

高齢者の介護・福祉・健康・医療、その他悩みごとについて

どんな悩みでも結構です。お気軽にお近くの地域包括支援センターへご相談ください。

Eメール  hokatsu-shien@city.yokote.lg.jp

【横手・山内地区】

東部地域包括支援センター  **35-2160**

〒013-8601 横手市中央町8-2 本庁舎4階

【雄物川・大森・大雄地区】

西部地域包括支援センター  **35-2135**


〒013-0525 横手市大森町字菅生田245-206
大森町高齢者等保健福祉センター内

【増田・平鹿・十文字地区】

南部地域包括支援センター  **35-2177**

〒013-0529 横手市十文字町字海道下7 十文字庁舎内


高齢者の健康づくりについて

健康推進課  **0182-33-9600**

〒013-0044 横手市横山町1-1 横手保健センター内

FAX: 0182-32-9601 Eメール: kenkou@city.yokote.lg.jp

高齢福祉、介護保険全般について

高齢ふれあい課  **0182-35-2134**

〒013-8601 横手市中央町8-2 本庁舎4階

FAX: 0182-32-9709 Eメール: korei@city.yokote.lg.jp

第7期横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画【概要版】

2018（平成30）年度～2020（平成32）年度

発行 横手市役所 健康福祉部 高齢ふれあい課

※この概要版に関するお問い合わせは 高齢ふれあい課 へ